

野洲市まちづくり基本条例
調査報告書

平成27年3月
野洲市

— 目 次 —

	頁
1. はじめに	1
2. 検証の内容	2
2-1 市民参加	2
① 市が主催する会議における市民参加の状況	2
② 広聴制度	3
③ 住民投票	4
2-2 市民活動	4
① 市民団体活動	4
② 自治会活動	5
③ 市から自治会に委員選出を依頼している主な自治活動	6
2-3 行政運営	7
3. まとめ	7

1. はじめに

この調査は、野洲市まちづくり基本条例（以下、「基本条例」という。）第 30 条により、「市長は、この条例の施行から 4 年を超えない期間ごとに、この条例が第 1 条*に規定する目的を達成するに適切であるか否かを検討するとともに、必要と認めたときは、条例の改正その他の適切な措置を講じます。」とうたっていることから実施するものである。

なお、調査内容は、下記のとおり、この条例の骨格をなす「市民参加」、「市民活動」及び「行政運営」に焦点を当てた。

「市民参加」においては、市民の参加機会の保障や市民への意見募集、住民投票について調査し、「市民活動」においては、市民団体活動や自治会活動の活動状況をまとめ、また、「行政運営」については、行政評価、財政運営について調査した。

*第 1 条（目的）

この条例は、市民、市議会及び市の役割や行動を明記し、市民の知恵や力をまちづくりに生かすことにより、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる活力ある自立した地域社会の実現を図ることを目的とします。

【市民参加】

第 5 章 みんなの参加

- ・参加機会の保障（第 20 条）
- ・市民への意見募集（第 21 条）
- ・住民投票（第 22 条）

【市民活動】

第 3 章 みんなの役割

- ・市民活動団体の役割（第 9 条）
- ・自治会の役割（第 10 条）

第 4 章 みんなに必要な情報

- ・市民活動の情報（第 17 条）

【行政運営】

第 6 章 みんなにわかる行政運営

- ・行政評価（第 23 条）
- ・財政運営（第 24 条）

2. 検証の内容

2-1 市民参加

「市民参加」について、市は市民参加の機会を保障しているか検証する。

① 市が主催する会議における市民参加の状況

①-1 公開の状況（第20条第1項関係）

<状況>

公開の対象となる会議	会議の数	割合
公開している <small>注1)</small>	53	98.1%
公開していない	1	1.9%
合計	54 <small>注2)</small>	

*平成26年12月1日現在、審議会等状況調査（協働推進課）

注1) 会議の傍聴、議事録の閲覧、会議結果の報告やホームページへの登載をしている会議は、「公開している」に含む。

注2) 調査した会議数は79件だが、法令・条例等の規定により非公開にしている会議と、野洲市情報公開条例で規定する個人情報等の非公開情報を審議する会議の計25件を除き、54件を「公開の対象となる会議」として集計した。

<検証>

市が主催する会議の内容や結果については、ホームページや議会における全員協議会への報告をはじめ、機会あるたびに情報提供している。

「公開していない」会議は、野洲市図書館協議会であり、今後は公開する。

①-2 年齢や性別を考慮した幅広い市民参加の状況（第20条第2項関係）

<状況>

	会議の数	割合
女性委員がいる会議	70	94.6%
女性委員がいない会議	4	5.4%
合計	74 <small>注3)</small>	

*平成26年12月1日現在、審議会等女性委員の参画割合調査（人権施策推進課）

注3) 調査した会議数は79件だが、調査時点で委員委嘱していない5件は除く。

<検証>

委員の年齢や性別については、会議の規則や要綱における委員構成などで考慮している。

女性委員数は、委員総数1,433人のうち495人であり、割合は34.5%である。

市は、女性委員数の目標値を全体の40%としており、今後も委員選考や委嘱替えの

際には性別に関して考慮するよう働きかけや工夫をする必要がある。

①-3 要綱等による委員公募の規定の有無（第20条第3項関係）

<状況>

	会議の数	割合
公募の規定がある	22	27.8%
公募の規定がない	57	72.2%
合計	79 ^{注4)}	

*平成26年12月1日現在、審議会等状況調査（協働推進課）

注4)「要綱等による委員公募の規定」の調査のため、全会議の要綱を対象とした。

<検証>

「公募の規定がない」会議が72.2%で、その理由は、個人情報を取り扱う、各種団体等へ推薦を依頼している、専門性が高い、また、パブリックコメントや会議の内容・結果の公開などを行っているため委員公募の必要性があるのかなどの回答・意見があった。

しかし、その理由が適切であるかどうかを判断するのは容易ではないことから、今後、こうした回答・意見などを精査し、委員公募における判断基準をつくる必要がある。

①-4 パブリックコメント実施の状況（第21条関係）

<状況>

パブリックコメントの実施件数（平成26年1月から12月）	9件
------------------------------	----

*平成26年12月1日現在、審議会等状況調査（協働推進課）

<検証>

パブリックコメントの対象となる案件は、野洲市パブリックコメント手続実施要綱の中で、市の基本的な政策を定める計画の策定又は改定、基本的な制度を定める条例の制定又は改廃などについて実施するよう規定されており、該当する案件はすべて実施されている。

② 広聴制度（第20条第4項関係）

<状況>

市長への手紙	手紙	88通
	電子メール	174通
	通信箱	32通
	FAX	4通
	団体要望	14通
	自治会要望	118通
	合計	430通

まちづくり井戸端座談会	実施回数	3回
その他（市が主催した市民懇談会）	実施回数	6回
	合計	9回

生涯学習出前講座 ^{注5)}	実施回数	86回
行政懇談会 ^{注6)}	実施回数	6回
元気な野洲まちづくりトーク ^{注7)}	実施回数	3回
	合計	95回

*平成25年度実績

注5) 市民団体等からの申込みによる懇談会

注6) 自治連合会主催による懇談会

注7) 市民団体等からの申込みによる懇談会（こんにちは輪トーク（訪問対話）、
ウェルカ夢トーク（グループ対話））

<検証>

市長への手紙やまちづくり井戸端座談会などのほか、市民団体等の求めに応じて市職員を講師として派遣する生涯学習出前講座、その他、行政懇談会や元気な野洲まちづくりトークにより、日常的に意見交換や提案ができる多様な制度となっている。

③ 住民投票（第22条関係）

野洲市住民投票条例を制定（平成21年12月22日公布）し、平成27年9月1日に施行する。

2-2 市民活動

「市民活動」では、市民による様々な活動の状況について、主なものをまとめた。

① 市民団体活動（第9条、第17条関係）

市民活動は、多種多様な活動が活発に展開している。また、自主活動の充実や他団体との連携を図るため、それぞれの活動を「市民活動データブック」に登録し公表している。これら団体の活動分野（16分野）および団体数は、以下のとおりである。

分 野	団体数
1. 高齢者や障害者の社会参画や児童の福祉に関する分野	43
2. 健康づくりなどの保健や医療に関する分野	18
3. 教育や生涯学習に関する分野	20
4. 文化や芸術に関する分野	56
5. スポーツに関する分野	25

6. ごみの削減やリサイクル、環境保全などの環境に関する分野	14
7. 防犯、交通安全など、地域安全に関する分野	2
8. 地域振興や景観づくりなどのまちづくりに関する分野	17
9. 子どもたちや青少年の健全育成に関する分野	18
10. 人権擁護や平和の推進に関する分野	1
11. 国際交流や国際協力に関する分野	1
12. 男女共同参画社会の形成に関する分野	2
13. 災害防止・災害救援に関する分野	0
14. 消費者問題に関する分野	2
15. 市民活動の支援に関する分野	1
16. その他	10
合 計	230

*平成26年1月23日現在、「市民活動データブック」(市民活動支援センター)

市は、活動初期段階の市民団体に対して、立上げ時にかかる経費を支援している。

② 自治会活動(第10条関係)

市内には、92の自治会(平成27年2月1日現在)がある。自治会活動とは、一定の地域に住む人々が、よりよい環境のもとで気軽につき合い、充実した生活ができるよう、お互いが協力し合ってよりよい地域づくりを行うことであり、以下のような機能がある。

親睦機能	スポーツ・レクリエーション・祭礼など
安全安心機能	防災・防犯・交通安全など
環境整備機能	防犯灯・道路・ごみ・一斉清掃・自治会館等の施設整備など
行政連絡機能	行政連絡の伝達・募金協力・要望など
調整機能	自治会内・各種団体との連携など

市は、まちづくり活動における環境整備として、備品や自治会館の改修等にかかる経費を支援している。

③ 市から自治会に委員選出を依頼している主な自治活動

(人数は、直近の集計データより)

委員名	概要	所管課
地域安全指導員	<ul style="list-style-type: none"> 安全で住み良い街づくり実現のための推進活動。 地域に応じた犯罪防止のための活動の立案・実行。 <p>(92人：平成27年1月現在)</p>	生活安全課
人権教育推進員	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育の活性化を図るため、各自治会に設置。 主として、自治会における地区別懇談会等人権教育に関する研修会の開催、日常実践活動の推進強化を図りながら地域全体の人権教育の推進に努める。 <p>(92人：平成27年1月現在)</p>	人権教育課
生涯学習推進員	<ul style="list-style-type: none"> 地域において生涯学習の推進を図るため、自治会に設置。 主として、自治会における生涯学習に関する啓発や生涯学習実践活動の推進強化を図る。 <p>(142人：平成27年1月現在)</p>	生涯学習 スポーツ課
健康を考える会 委員	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防や健康づくりの方策を、みんなで考え意見を出し合い実践していく。 各地域に健康づくり推進の輪を広げていく。 会議は地域ごとに決めて進め、各学区の主体的な運営とする。 <p>(90人：平成27年1月現在)</p>	健康推進課
歴史民俗博物館 協力員	<ul style="list-style-type: none"> 博物館の行う事業について、市民の理解を深め、資料調査・収集等の充実を図るため設置。 地域の歴史や文化遺産に関心がある市民で、博物館の事業に協力の得られる方を自治会から推薦。 博物館の事業に伴う資料調査、事業の普及啓発に協力。 <p>(127人：平成27年1月現在)</p>	歴史民俗博 物館

その他、

- 「自主防災組織」(92組織：平成27年1月現在)(所管課：生活安全課)
全自治会で組織され組織率100%であり、避難や消火といった訓練や研修会などの活動をしている。
- 「民生委員・主任児童委員」(114人：平成27年1月現在)(所管課：社会福祉課)
1歳児がいる家庭を訪問(平成25年度515件)し、地域子育てや子育て支援の情報提供ならびに育児に関する心配事の聞き取りなど実施している。また、地域に住む高齢者の状況把握などの活動もしている。
- 「スクールガード」(686人：平成26年6月現在)(所管課：学校教育課)

小学生の登下校時に児童の見守りを実施している。
など、多くの活動が展開されている。

2-3 行政運営

行政運営（第23条・第24条関係）

主な事務・事業について、外部評価の仕組みを加え、評価制度の透明性と評価の客観性を向上させ、成果等を公表している。また、市の財政運営について、予算編成市民懇談会を実施するなど予算編成過程の透明性を確保している。

3. まとめ

「市民参加」においては、市民の参加機会の保障や市民への意見募集などについておおむね適切に運用されている。しかし、要綱等による委員公募の規定の有無については、その判断が容易ではないため、客観的な判断基準をつくる必要がある。また、まちづくりの原動力となる「市民活動」においては、多種多彩な活動が活発に展開されている。

「行政運営」については、適切に運用されているが、市が主催する市民懇談会における参加者を増やすための工夫が必要であると考ええる。

いずれにおいても、民意を反映するための政策形成や予算編成過程などにおいて、公開性や透明性は高いことがみてとれる。

以上の調査結果から、上記のような課題はあるものの、それが第1条の目的を達しえない要因とはいえ、したがって、条例の改正やその他の措置を講じなければならない必要性はないものと考ええる。

野洲市まちづくり基本条例調査報告書

平成 27 年 3 月

野洲市市民部協働推進課

電話：077-587-6043（直通）

FAX：077-587-4033